

# 令和4年第9回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和4年12月6日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和4年12月6日（火曜日）午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 5 | 発議第 8号 みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  |
| 日程第 6 | 報告第 20号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について   |
| 日程第 7 | 議案第 61号 令和4年度旧一葉亭解体工事（第1期）請負変更契約の締結について  |
| 日程第 8 | 議案第 62号 令和4年度旧水上中学校校舎改修工事請負変更契約の締結について<br>議案第 63号 令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負変更契約の締結について  |
| 日程第 9 | 議案第 64号 みなかみ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 65号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 66号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 67号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 68号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 69号 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるみなかみ町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 70号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 71号 みなかみ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 72号 みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 73号 みなかみ町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第 74号 みなかみ町職員の高齢者部分休業に関する条例の判定について<br>議案第 75号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 |

- を改正する条例について
- 議案第76号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第79号 みなかみ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第80号 みなかみ町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第82号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第83号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第85号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第87号 指定管理者の指定について（みなかみ町立水上児童館）
- 日程第17 議案第88号 指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）
- 日程第18 議案第89号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第19 議案第90号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第91号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第92号 令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 一般質問
- ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 町長が取り組む公約、今後の方針  
2. 町民と町長との意見交換会実施は
- ◇ 鈴木美香 君 . . . 1. 給食費無償化の実現を  
2. 高校生の医療費無償化を
- ◇ 石坂欣也 君 . . . 1. 町長のみなかみ町をよりよくするための考えは

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
10番	高橋久美子君	11番	森健治君
12番	小林洋君	13番	高橋市郎君
14番	石坂武君		

## 欠席議員（1人）

9番 高橋視朗君

## 会議録署名議員

3番 石坂欣也君                                  10番 高橋久美子君

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

## 説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	教育長	田村義和君
会計課長	原澤右文君	総務課長	桑原孝治君
総合戦略課長	林市治君	税務課長	櫻井正宏君
町民福祉課長	中西紀子君	子育て健康課長	入澤はるみ君
生活水道課長	金子喜一郎君	農林課長	原澤真治郎君
観光商工課長	高野明夫君	地域整備課長	林昇君
学校教育課長	河合博市君	生涯学習課長	丸山浩文君
水上支所長	萩原達也君	新治支所長	合沢衛君

開 会

午前8時59分 開会

議 長（石坂 武君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いいたします。

なお、アクリル板設置場所に限りマスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和4年第9回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長・教育長挨拶

議 長（石坂 武君） 本定例会に際し、町長、教育長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

初めに、町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は12月定例議会を招集させていただきましたところ、師走に入り公私ともにご多忙中にもかかわらず、議員各位におかれましてはご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、みなかみ町の谷川岳もすっかり雪の装いとなり、目に見えて冬の到来が感じられるようになりました。世間ではいまだ新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、基本的な感染症対策が必要となっておりますが、そんな中におきましてもよりよい明日を目指し、ウィズコロナ、そしてアフターコロナを見据えた各種施策が、今後大変重要になってくると考えております。

さて、本定例会におきましては、報告1件、契約3件、条例23件、指定管理2件、規約変更1件、補正予算3件の計33件のご審議をお願い申し上げます。内容につきましては後ほど説明させていただきますので、何とぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（石坂 武君） 次に、教育長田村義和君。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言再任のご挨拶をさせていただきます。

11月16日の臨時議会においてご同意を賜りまして、教育長を再任いたしました、田

村義和でございます。再びみなかみ町教育行政の推進を担う長としてその職を拝命いたしましたので、その責任の重さを改めて強く感じ、身の引き締まる思いでいるところでございます。

現在、みなかみ町の教育行政では、月夜野地区の小学校の統合など、迅速に推進しなければならない課題がございます。力不足のところが多々ございますが、その推進に向けまして鋭意努力してまいりたいと思いますので、議員の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが再任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（石坂 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

3番 石坂 欣也 君

10番 高橋 久美子 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（石坂 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月6日より、12月14日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月6日より12月14日までの9日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（石坂 武君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症については、予断を許さない状況が続いております。このようなかで、10月16日は第16回福祉ふれあいフェスティバルの式典の部、22日令和4年度防火ポスターコンクール表彰式、26日第60回群馬県民スポーツ大会利根郡選手団結団式が開催され、出席いたしました。

10月17日及び11月14日には、定例利根郡町村議長会利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会、利根沼田学校組合議会議員協議会が開催され、出席いたしました。

11月3日には令和4年度かわば花火大会、10日は「地域に開かれたダム」全国連絡協議会及び第26回現地交流会、利根沼田地区におけるカーボンニュートラル勉強会、11日は令和4年度みなかみユネスコエコパークポスターコンクール入選作品審査、15日は忠霊塔参拝行事、19日は第23回三宅島産業祭が開催され、出席いたしました。11月22日には利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例が開催され、出席いたしました。

12月に入り、1日はみなかみ町合同スキー場開き、3日は猿ヶ京温泉交流公園20周年記念イベント式典が開催され、出席いたしました。

詳細につきましては議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

---

#### 日程第4 請願・陳情文書表

議長（石坂 武君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会における請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

---

[巻末 参考資料]

---

議長（石坂 武君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第5 発議第8号 みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（石坂 武君） 日程第5、発議第8号、みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長阿部清君。

(議会運営委員長 阿部 清君登壇)

議会運営委員長(阿部 清君) 発議第8号、みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は、従来では個別の条例で規律されていたところ、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになりましたが、地方公共団体の議会についてはこの共通ルールの適用対象から除かれているところです。

現行のみなかみ町個人情報保護条例では、議会も実施機関として対象に含まれており、議会についても引き続き個人情報の適切な取扱いが必要であることから、個人情報保護の改正規定の施行日である令和5年4月までに、議会における個人情報保護の取扱いについて定めるため、新たにみなかみ町議会の個人情報保護に関する条例を制定するものです。

議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて発議第8号の質疑を終結いたします。

これより発議第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて発議第8号の討論を終結いたします。

発議第8号、みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号、みなかみ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 報告第20号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長(石坂 武君) 日程第6、報告第20号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 報告第20号についてご報告を申し上げます。

公用車による物損事故を原因とする損害賠償であります。令和4年9月16日午前11時頃、みなかみ町藤原6152番地1において、イベントの備品搬入のため会場内で車を後方に移動する際、停車中の損害賠償相手が所有する車両の開いているバックドア部分に接触し、破損させてしまったものであり、その損害賠償の額は22万8,140円であります。地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年11月17日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、11月16日の臨時議会でこのような同類の事案が2件、そして本日またこの1件を報告するという事で、大変事故が続いていることに申し訳なく思っております。冬の交通安全という期間でもあります。職員の皆さんには交通安全の徹底をお願いしたところであります。誠に申し訳ございませんでした。

議 長(石坂 武君) 以上で、報告第20号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

---

#### 日程第7 議案第61号 令和4年度旧一葉亭解体工事(第1期)請負変更契約の締結について

議 長(石坂 武君) 日程第7、議案第61号、令和4年度旧一葉亭解体工事(第1期)請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第61号についてご説明を申し上げます。

旧一葉亭解体工事(第1期)の請負変更契約を締結するものであります。令和4年の7月議会で契約の議決を得て、本件対象建物を全て解体する予定で工事を施工してきたところですが、敷地の地勢、画地条件等に考慮し、今後の多角的な検討及び利活用を図るため、建物の一部を残すことといたしました。このため、発生材等の処分量が減少となる内容変更により、2,533万3,000円を減額し、契約金額を2億3,261万7,000円として変更契約をするものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、令和4年度旧一葉亭解体工事(第1期)請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、令和4年度旧一葉亭解体工事(第1期)請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第62号 令和4年度旧水上中学校校舎改修工事請負変更契約の締結について

議案第63号 令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負変更契約の締結について

議長(石坂 武君) 日程第8、議案第62号、令和4年度旧水上中学校校舎改修工事請負変更契約の締結について及び議案第63号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負変更契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第62号及び第63号について、一括してご説明を申し上げます。

議案第62号については、旧水上中学校校舎改修工事の請負変更契約を締結するものがあります。

令和4年7月議会で契約の議決を得て工事を施工してきたところではありますが、工事の進捗に伴い、児童の安全対策のため落下防止手すりの設置、新型コロナウイルス感染症等の対策として、手洗い場の一部の自動水栓の設置等の内容の変更により569万8,000円を増額し、契約金額を7,433万8,000円として変更契約するものがあります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

続きまして、議案第63号については、みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事の請負変更契約を締結するものがあります。

令和4年9月議会で契約の議決を得て工事を施工してきたところではありますが、屋上パラペット部の笠木の木製下地の腐食、また外壁面のタイルが想定以上に剝離していることが確認されたため、屋上の下地からの施工また棚足場、突き出し足場の追加施工等の内容変更により1,226万5,000円を増額し、契約金額を9,696万5,000円として変更契約するものがあります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
よろしく審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、令和4年度旧水上中学校校舎改修工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、令和4年度旧水上中学校校舎改修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第64号 みなかみ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第65号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第66号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるみなかみ町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 みなかみ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 みなかみ町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 みなかみ町職員の高齢者部分休業に関する条例の判定について
- 議案第75号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第9、議案第64号、みなかみ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第77号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第64号から第77号まで、定年引上げ及び人事院勧告に伴う改正のため関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

定年引上げについては、令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられます。全国的に少子高齢化が進み生産年齢人口が減少している中、複雑・高度化する行政課題への確に対応していくため、定年年齢の引上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識・技術・経験等を継承しようとするものです。みなかみ町においても同様の措置を講ずるものです。

次に、人事院勧告については、人事院は令和4年8月8日に民間給与との格差に基づき、

初任給及び若年層の給料月額の改正と特別給の支給を0.1月上げる勧告を行いました。また、群馬県人事委員会においても人事院勧告に準じた勧告が行われているところであり、みなかみ町におきましても同様の措置を講ずるものです。

次に、議案第64号の主な改正内容は、現行60歳である定年年齢を令和5年度から段階的に引上げ、令和13年度以降は定年が65歳となります。

また、組織内の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制度を導入し、管理職として在職できる年齢の上限を、原則60歳といたします。60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務職員として再任用する制度も導入する予定であります。

現行の再任用制度は、暫定再任用制度として、定年が65歳に上げられる令和13年度まで経過措置されます。

次に、議案第65号について、主な改正内容は、60歳に達した職員の給料月額を7割程度とする給料月額7割措置を行います。管理職であった職員に対しては、異動日前に受けていた給料月額の7割を保障するため、調整額の支給を行います。定年引上げに伴い導入される定年前再任用短時間勤務職員の給与も、現行の再任用制度と同等の給与基準で支給いたします。

人事院勧告に伴う給与条例の改正内容は、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大学卒業における初任給を3,000円程度、高校卒業における初任給を4,000円程度引き上げます。これに併せて、若年層の給料月額を中心に平均0.3%程度引上げの改正を行います。また、特別給について現行年間4.3月を4.4月とし、勤勉手当0.1月分の引上げを行うものです。

次に、議案第66号の主な改正内容は、現行の再任用短時間勤務職員の適用範囲を、そのまま新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員に適用するものとし、暫定再任用職員も定年前再任用短時間勤務職員とみなします。

次に、議案第67号の主な改正内容は、育児休業、育児短時間勤務を取得することができない職員として、特別な事由で在職期間を延長された管理職員を追加します。国からの準則等を参考に規定しますが、実際の運用ではそういった管理職は今のところありません。

現行の再任用短時間勤務職員の適用範囲をそのまま定年前再任用短時間勤務職員に適用します。

次に、議案第68号及び第69号の主な改正内容は、在職期間を延長された管理職員は、公益的法人及び外国の地方公共団体へ派遣できないこととします。

議案第70号の主な改正内容は、給与条例で実施される給料月額7割措置と60歳を超えた管理職員に対し実施される減額措置について、降給事由として位置づけます。

議案第71号の主な改正内容は、給料月額7割措置の適用を受けている職員の減給の基礎となる給料は、7割措置後の減額された月額といたします。

次に、議案第72号の主な改正内容は、人事行政運営の状況内容に定年前再任用短時間勤務職員も含め、公表・報告することといたします。

議案第73号の主な改正内容は、支給対象職員から定年前再任用短時間勤務職員、暫定

再任用職員を適用除外とします。

議案第74号については、定年引上げにより加齢による諸事情への対応やボランティア参加など、勤務以外で地域貢献等を想定し、定年退職前に先行して休業を取得できる制度で、高齢層職員の働き方の選択肢の一つとして制度化するものです。

主な内容は、55歳以上の職員で1週間のうち20時間を超えない範囲で部分休業を承認します。ただし、取得した休業時間は給料から差し引かれ、賞与や退職手当の計算にも影響するものです。

議案第75号の主な改正内容は、人事院勧告に伴う給料月額の改正です。

会計年度任用職員の給料月額は国の給料表を基準としていることから、改正する必要があり、給料表全体で2.8%増となります。

次に、議案第76号及び議案第77号の主な改正内容は、特別給について、国の特別職の改正に準じ、現行年間4.25月を4.30月とし、0.05月分の引上げを行うものです。

定年引上げに関連した条例の施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。

人事院勧告に関連した条例の施行期日は公布の日からといたします。

以上が改正等の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第74号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第75号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第76号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第77号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。  
これより議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、みなかみ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、みなかみ町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第66号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第67号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるみなかみ町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるみなかみ町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第71号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第72号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第73号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、みなかみ町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第74号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、みなかみ町職員の高齢者部分休業に関する条例の判定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、みなかみ町職員の高齢者部分休業に関する条例の判定については、原案のとおり可決されました。

これより議案第75号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第76号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条

例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第77号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第78号 みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定について

議長(石坂 武君) 日程第10、議案第78号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第78号について、ご説明を申し上げます。みなかみ町長の給料月額を100分の20に相当する額を減じた額とするものであります。

本町における行財政運営は、少子高齢化等の影響により今後も厳しい状況が続くものと考えられます。さらに、行政需要の多様化が進むことが想定されることから、山積する課題の克服に向け、効果的であり重点的な対策を検討していかねばなりません。この困難な取組に当たり、町民皆さんの理解を得て政策を実現していくためには、みなかみ町長として覚悟を示す必要があり、具体的な方法として給料を減額するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第78号について質疑はありませんか。

13番高橋市郎議員。

13番(高橋市郎君) ただいまの町長の決意ある提案の説明でありました。選挙に関してもそのことが訴える一つのことであったと認識をしております。しかしながら、この条例を見ますと1年限りというようなことになっているということだと。

先ほどの決意を持って、これからの財政の非常に逼迫した中において覚悟を持ってやる

んだと、非常に立派な提案理由の説明だった。しかしながら、選挙中あれを見たときに、私自身は4年間の任期中はそういう覚悟を持ってやるのかなというように認識をしたわけですけれども、1年限りということをされたという、その辺はどういうふうにお考えを、そのことは提案理由の説明の中にはなかったと認識を私しておりますので、その辺を踏まえてご回答いただきたいと思います。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 高橋市郎議員のご質問にお答え申し上げます。

経済が今コロナ禍で大変疲弊しているということで、15か月ということで今提案をさせていただきます。その状況を見て、また町内の経済が回復していればという意味で、今回時限的な提案をさせていただいたということでご理解いただければと思います。だから、またこれがいずれにせよ次にまだ好転していないようでしたら、引き続きまたこういう提案をさせていただくということもあり得るということでご理解いただきたいと思いません。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

高橋市郎議員。

13番（高橋市郎君） そういう質問が、私が質問したからそういう回答になった。提案理由の説明の中にそういった一言があってほしかったなというのが私の見解であります。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） その点についてはいろいろ誤解を招いてしまって申し訳なく思っております。すみませんでした。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

12番小林議員。

12番（小林 洋君） 先ほどの高橋議員の質問の受けに対して15か月って言ったでしょう、1年でしたよね。

議長（石坂 武君） その点、町長。

町長（阿部賢一君） 申し訳ない、私の勘違いでした。12か月、訂正しておわび申し上げます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

5番茂木議員。

5番（茂木法志君） 先ほど高橋市郎議員からの質問あった中で、町長の答弁の回答の中に、今後の財政規模等を受けて、回復してきたらまたこれが効力を失効するという形で、実際に町長が具体的に考える財政規模の回復というのはどのくらいの金額、また状況を考えていらっしゃるかというところを。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 金額、数字ですか。

（「状況、具体的状況」の声あり）

町長（阿部賢一君） 状況は、今の状況よりかなりいろいろな、観光客の入り込みだったりとか、いろいろなことですね、今よりも明らかにコロナ前と同等な経済活動になったなという状況が見えたときというふうに理解してもらえれば。それで、自分だけではなくて皆さんも

同じに恐らく感じる事だと思しますので、そういうことでご理解いただければと思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

13番高橋市郎議員。

13番（高橋市郎君） 町長の今の答弁のように、元に戻すということ、財政状況が好転したならばまた1年後に考えるということ、本来ならば私が考えるのには時限的なことでなくて任期中はこういうことでやると、そういう中において財政状況が回復したらまた提案をしてこういう状況だから元に戻すなり、そういう提案をして本来はやってほしいなのというのが私の思いです。今の答弁とこの提案というのは、整合性があまり感じられないのは私の見解ですけれども、その点はいかがですか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 整合性と言われてしまうとあれなんですけれども、とにかくこういうことでご理解をいただき、先ほど申し上げましたようにその期間1年たったところでまた再提案もありますし、ないかもしれないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

市郎議員がおっしゃるそういうやり方もあったのかもしれませんが、今回こういう形で提案させていただいているということでご理解を賜りたいと思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第78号の質疑を終結いたします。

これより議案第78号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（石坂 武君） 議案第78号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石坂 武君） 起立多数であります。

よって、議案第78号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第79号 みなかみ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
議案第80号 みなかみ町個人情報保護審査会条例の制定について

議長（石坂 武君） 日程第11、議案第79号、みなかみ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第80号、みなかみ町個人情報保護審査会条例の制定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第79号及び80号について、一括してご説明を申し上げます。

議案第79号については、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この法律の改正により、これまで各地方公共団体が定める条例で運用されていた個人情報保護制度が改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールで運用され、本町でも国のガイドライン等に沿って運用していくこととなります。このため、現在運用しているみなかみ町個人情報保護条例を廃止し、法律から委任されている事項などについて条例を制定するものです。

続きまして、議案第80号については、みなかみ町個人情報保護条例が廃止となりますが、みなかみ町個人情報保護審査会における審査請求等の審議は引き続き条例での規定が必要となります。このため、審査会の設置や運用について規定する条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第79号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

これより議案第79号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号、みなかみ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、みなかみ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第80号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号、みなかみ町個人情報保護審査会条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号、みなかみ町個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第81号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第12、議案第81号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第81号についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、条例改正を行うものであります。条例第18条の4の改正は、地方税法第382条の4の改正に合わせ、証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととするものです。

条例第33条の改正は、地方税法第313条の改正に合わせ、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものであります。条例第34条の9の改正は、地方税法第314条の9の改正に合わせ、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うものであります。

条例第36条の2の改正は、地方税法第317条の2及び施行規則第2条の改正に合わせ、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備及び項ずれを反映したものであります。

条例第36条の3の2の改正は、地方税法第317条の3の2の改正に合わせ、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。

条例第36条の3の3の改正は、地方税法第317条の3の3の改正に合わせ、公的年金等受給者の扶養親族申告書の一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について、提出の義務、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

条例第73条の2の改正は、地方税法第382条の4の改正に合わせ、固定資産課税台帳に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととするものであります。

条例第73条の3の改正は、地方税法第382条の4の改正に合わせ、記載事項証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととするものであります。

附則第7条の3の2の改正は、地方税法附則第5条の4の2の改正に合わせ、住宅借入金等特別税額控除の延長、そして見直しを行うものであります。

附則第16条の3の改正は、地方税法附則第33条の2の改正に合わせ、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものであります。

附則第17条の2の改正は、地方税法附則第34条の2の改正に合わせ、引用条項の削除に伴う規定の整備であります。

附則第20条の2及び附則第20条の3の改正は、地方税法第8条の改正に合わせ、申告方式の選択に係る規定の整備であります。

附則第26条の改正は、地方税法附則第61条の改正に合わせ、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに伴う規定の整備であります。

令和3年改正条例第1条のうち、第36条の3の3の改正は、令和4年改正地方税法附則第27条の改正に合わせ、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備であります。

令和3年改正条例附則第2条の改正は、令和3年改正地方税法附則第10条の改正に合わせ、規定を整備するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（石坂 武君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第81号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（石坂 武君）** ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

これより議案第81号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（石坂 武君）** 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（石坂 武君）** ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第82号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第13、議案第82号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第82号についてご説明を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、地方税の課税免除又は不均一課税に関する減収補填制度を規定する省令対象施設の設置期限に関連する規程が改正されるため、免除対象施設の設置期限を令和5年3月31日までとするものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第82号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

これより議案第82号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議長（石坂 武君） ここで暫時休憩します。再開を10時半とします。

（10時17分 休憩）

---

（10時30分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第14 議案第83号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
議案第84号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第14、議案第83号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について及び議案第84号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第83号及び第84号について一括してご説明を申し上げます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等に設置の多機能端末機、いわゆるマルチコピー機による各種証明書の取得に関するものであります。

議案第83号については、マイナンバーカードの取得推進及び役場等における窓口混雑の緩和を目的に、マイナンバーカードを利用したコンビニ等での交付サービスを推進するため、住民票の写しなど証明書の交付手数料を一律50円減額するものであります。

議案第84号については、マイナンバーカードを利用したコンビニ等での交付サービスにおいて、印鑑登録証明書を交付できるようにするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第83号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第83号の質疑を終結いたします。

次に、議案第84号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。

これより議案第83号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第84号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第85号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第86号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第15、議案第85号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び議案第86号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第85号及び第86号について一括してご説明を申し上げます。

令和5年4月に水上小学校を旧水上中学校へ移設するため、みなかみ町立小中学校統合推進計画に基づき当該校舎改修工事及びプールの新設工事を実施しているところです。

議案第85号については、旧水上中学校を水上小学校に転用するため、水上小学校の所在地の変更を行うための条例改正であります。

議案第86号については、水上小学校の位置の変更によりスクールバス利用対象者の居住地区の変更を行うための条例改正であります。

新たに該当する居住地区は小仁田区、寺間区となり、該当から除外される居住地区は鹿野沢、谷川区となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第85号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第85号の質疑を終結いたします。

次に、議案第86号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

これより議案第85号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第86号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第87号 指定管理者の指定について(みなかみ町立水上児童館)

議長(石坂 武君) 日程第16、議案第87号、指定管理者の指定について(みなかみ町立水上児童館)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第87号についてご説明を申し上げます。

本年度において指定管理期間が満了するみなかみ町立水上児童館であります。

令和4年11月8日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議していただいたところです。社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会を、事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を踏まえ特例指定とし、管理者に継続して指定するものであります。

なお、指定管理料は年間632万5,000円、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第87号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

これより議案第87号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、指定管理者の指定について(みなかみ町立水上児童館)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、指定管理者の指定について(みなかみ町立水上児童館)は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第88号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)

議長(石坂 武君) 日程第17、議案第88号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、5番茂木法志君の退席を求めます。

(5番 茂木法志君除斥)

議長(石坂 武君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第88号についてご説明を申し上げます。

本年度において指定管理期間が満了するみなかみ町新治学童クラブであります。

令和4年11月8日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議をいただいたところであります。有限会社遊人社を、学童クラブ放課後児童支援員の資格者を有し事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を踏まえ特例指定として管理者に継続して指定するものであります。

なお、指定管理料は年間585万5,500円、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第88号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

これより議案第88号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議案第88号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)は原案のとおり可決されました。

5番茂木法志君の除斥を解きます。

(5番 茂木法志君入場)

---

日程第18 議案第89号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

議長(石坂 武君) 日程第18、議案第89号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第89号についてご説明を申し上げます。

利根沼田郡市内の各ごみ処理施設が耐用年数を迎つつある中で、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに規定する一般廃棄物処理広域化を推進し、将来における効率的なごみ処理を確保することを目的として新たなごみ処理施設及び附帯施設の設置に関する事務を共同処理することについて、令和4年9月に構成団体間で合意をいたしました。

これに伴い、令和5年4月1日から当組合が新たなごみ処理施設及び附帯施設の設置に関する事務の実施主体となり施設建設に係る準備を進めていくため、当該事務を新たに当組合規約第3条の共同処理する事務に加える必要があることから、組合規約の一部を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第89号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

これより議案第89号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第90号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について

議案第91号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第92号 令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(石坂 武君) 日程第19、議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)から議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第90号から第92号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第90号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,426万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億2,900万6,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費の減額並びにコロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格等高騰を受けたことに伴う電気料及び燃料費の増額であります。

職員人件費、電気料及び燃料費以外では、2款総務費、1項総務管理費では、ふるさと納税推進事業9,900万円、ふるさと応援基金管理事業3億円の増額が主なものです。

3款民生費、2項児童福祉費では、子育て家庭住宅整備費補助事業1,000万円、出産・子育て応援金事業1,179万9,000円の増額が主なものです。

6款農林水産業費、1項農業費では、農業者等健康増進施設管理運営事業550万円、農林漁業体験実習館管理運営事業282万円の増額が主なものです。

7款商工費、2項観光費では、電子地域通貨運営活用事業3,295万円の増額が主なものです。

8款土木費、2項道路橋梁費では、単独道路改良事業500万円、町道高日向小日向線道路改良事業1,000万円の増額、5項住宅費は、空き家解体補助事業120万円の増額が主なものです。

9款消防費、1項消防費では、雪下ろし命綱固定アンカー設置補助事業125万円の増

額です。

10款教育費、1項教育総務費では、小中学校統合推進事業4,780万円の増額、7項学校給食費では、新治給食センター管理運営事業の委託料の増額が主なものです。

続いて、財源となる歳入補正です。

地方交付税6,650万6,000円の増額は、普通交付税です。国庫支出金812万1,000円及び県支出金183万7,000円の増額は、出産・子育て応援交付金です。寄附金3億円の増額は、ふるさと寄附金です。繰入金の主なものは、ふるさと応援基金繰入金1億2,300万円の増額です。諸収入の主なものは、電子地域通貨チャージ収入3,000万円の増額です。町債5,430万円の増額は、過疎対策事業債です。

以上、一般会計の補正内容であります。

続きまして、議案第91号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,468万円とするものです。

歳入補正の主なものは、一般会計と同様に原油価格等高騰に伴う電気料の増額であります。

電気料以外では、1款総務費、1項総務管理費の下水道事業公営企業会計適用事業940万円の増額が主なものです。

続いて、財源となる歳入補正です。

繰越金628万円及び町債940万円の増額です。

以上、下水道事業特別会計の補正内容であります。

続きまして、議案第92号については、収益的支出において、営業費用を2,427万円増額し、総額を3億9,527万円とするものです。

一般会計と同様に、原油価格等高騰に伴う光熱水費等の増額であります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

申し訳ありません。訂正させていただきます。

一般会計の終わりの部分で町債5,430万円と申し上げましたが、訂正し、町債5,450万円の増額です。

申し訳ありませんでした。訂正しておわびを申し上げます。

**議長（石坂 武君）** 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3件の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（石坂 武君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてか

ら議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

---

日程第20 一般質問

通告順序1           8番 阿部清           1. 町長が取り組む公約、今後の方針  
  2. 町民と町長との意見交換会実施は

議長（石坂 武君）  日程第20、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、8番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

（8番 阿部清君登壇）

8番（阿部 清君）  8番、阿部清。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新町長に対しての最初の質問者となります。阿部賢一町長は、議員経験も豊富であり、町政に関しても精通してみられます。つい最近まで同僚議員として共に議会の役割を務めてきましたが、これからは町のかじ取り役として、そしてリーダーとしてしっかり汗を流していただきたいと思います。

本日は、町長の取り組む公約についてお伺いしますので、回答については大いに期待し、質問させていただきます。

初めに、観光業の振興ということでダム湖、清流を活用した観光振興を挙げています。

現在、清流を活用した観光振興としては、利根川の激流を活用したラフティングや沢でのキャニオリング、湖ではカヌーなどが行われ、アウトドアの聖地としてみなかみ町は有名になっています。

また、ダムを活用した取組としては、利根川源流水源地域ビジョンの一環として藤原ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダムでみなかみ3ダム春の点検大放流というイベントを開催していますが、また、赤谷湖ではEポート大会等のイベントを開催しています。

町長の考えているダム湖、清流を活用した観光とはどのようなイベントを想定しているのか、お伺いします。

議長（石坂 武君）  町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君）  阿部清議員の質問にお答えさせていただきます。

どのようにダム湖等を活用するかというご指摘、質問だというふうに理解をさせていただいて答弁させていただきます。

町内においては、言うまでもなくダム湖、清流、ダムが5つ、利根川清流があります。

今までこのダム湖、いろいろおっしゃったとおりアウトドアフェスティバルだったり藤原ダムの周辺の藤原湖マラソン大会だったり、あと日本リバーベンチャー選手権大会、そして赤谷湖においては花火大会等でもダム湖から花火が上がっていて、そのようないろいろな自然環境と資源を生かしたイベントが行われております。

先ほど、放流事業、大放流のお話がありましたけれども、コロナ禍においても来場者を制限しての開催となりましたが約3,500人ほどの来場者があったというふうに伺っております。その来場者の方にアンケートをとったところ、3年ぶりの開催ありがとうございます。また、毎回とても楽しみにしています。今年は初めて泊まりで参加しました。宿泊できてよかった。毎年開催してほしいといった数多くのご意見が寄せられたと伺っており、ダム周辺のみならず町内の宿泊施設や店舗の利用においても大変経済的な波及効果があったものと考えられます。

来年度もさらに内容や情報発信等の改善を行いながらリピーターが増えるイベントになるよう、地域そして関係者、関係機関と連携を密にしてこのダムの大放流というものを取り組んでいきたいと思っております。

私も10月28日に町長就任してからですけれども、やはりダムと川、大変これを有効活用しようという思いの中で、愛知県岡崎市で開催された第30回全国川サミットへ参加をさせていただきました。また、私が、現在、会長を務める地域に開かれたダム全国連絡協議会現地交流会も町内で開催をされました。これには茂木委員長共々参加をさせていただいたところであります。

川サミットは、一級河川と同じ名称または一級河川の流域にある全国の自治体で組織し、川がもたらす恵みや人々の関わりを活かしながら川と共存するまちづくりを共に進めることを目的に活動を行っているものです。今年は岡崎市の乙川で開催され、河川管理者や自治体が地域の団体とともに取り組んでいるイベントなどの視察や首長同士の意見交換が行われ、自分にとりまして大変有意義な経験をさせていただきました。

また、地域に開かれたダム全国連絡協議会におきましては、ダム湖の利活用をさらに推進し地域の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かすとともにダムを地域に一層開放することを目的としております。今年は、国土交通省関係者や加盟自治体、高知県また熊本県の自治体からも参加をいただき、61名の参加をいただき、相俣ダムを会場として開催し、ダムや周辺の観光資源を活用した事業の事例発表や情報交換を行いました。これも岡崎市と同様、大変有意義な意見交換ができました。

こういった事業に参加し、改めてダムや河川の管理者と自治体、地域住民等が協働で行う事業展開が地域の活性につながるものと感じております。

私の公約に挙げましたダム湖や清流を活用した観光振興、イベント開催につきましては、地域の事業者の皆さんや国などの施設管理者と共に現在ある施設や資源を活用し、ニーズに合った新たなイベントの企画を通して利根川源流のまちを全国に発信するとともに、みなかみファンの拡大に町内経済の活性化につなげていきたいと考えております。

先ほどのダム湖、取りあえず阿部清議員、考えとしてはそういう考えで、ダムを中心に考えたいなというふうに思っております。

いいですか、1次答弁は。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 地域の現在ある施設を活用し、また、今行っているイベントを継続していくということですが、水源地域のビジョン、それを活用していただきまして、ダム管理者また行政、地域住民が一体となった水源地域の活性化を目的としたイベントの開催、企画していただけるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

ダム湖や清流を活用した観光イベントの開催は、やはりその場所の特性やその条件に見合った特色ある利用の在り方が模索されています。

観光振興として、町長は釣り大会を挙げています。町内の河川や湖を利用しての釣りでは利根川や各支流での溪流釣りやアユ釣り、また、湖を活用した釣りでは岸からの餌釣りや投げ釣り、また、毛針を使ったフライフィッシングや疑似餌を使ったルアーフィッシングなど、多くの釣り方があります。また、奥利根湖や赤谷湖では釣り船でのワカサギ釣りなどが楽しめます。

町長の構想ではどのような釣り大会を考えているのか、また、大会を開催するに当たり、町独自で行うのか、企業や団体などの協力者が関わる大会を企画しているのか、その辺について考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 阿部清議員のご質問にお答えします。

どのように考えているかということなんですけれども、初めてやるのにそんなにでかいイベントというのは今考えておりません。

取りあえず、今、ダムが5つあるわけですから、先ほど阿部清議員、それぞれのダムが5つの特徴を持っているわけですよ。そういう中において、やはり赤谷湖とか、前にも見た、視察に1回行ったことがあるかと思うんですけれども、奈良俣ですか、その辺を一つの最初の候補として動き出せばいいなというふうに考えております。

本当は自分の思いというのは、赤谷川があり利根川があり、昔はアユ釣りなんかで大変にぎわった、子供の頃はそんな釣り人が大変いるのを目にした記憶があるんですけれども、やはり、今、アユ釣りの愛好家の人も県外に、岐阜とか長野とか遠くは東北まで泊まりがけで行っているようなお話を伺います。ですから、そこまで行かないで、そういうお客さんをやはりみなかみ町に呼び込みたい。そのためには、利根川のいろいろな関係もあります。赤谷川もそうですけれども、水質とかアユの生態、いろいろそれは関係機関とか漁業協同組合の皆さん等の協力も必要になってくるかと思っておりますけれども、そういう部分において時間がかかるかもしれませんけれども、そういう形でみなかみでも釣りができるんだというような形で、アウトドアと同様、そういう形で釣り人も誘致できればというふうに考えております。

釣り大会の開催については、これからやはりいろいろ細部にわたって関係機関との調整が必要になっております。また、いろいろな方との調査研究もしていかなければならないというふうに考えております。専門的な知識を有する民間のいろいろな事業者の方々とか、

ダム管理者とやっぱりこれから検討していく必要があるかなと思っております。

現段階での開催方法については、町内事業者や関係団体が主体となった実行委員会などに主催となっていただいて、町は後援として利根川ダム統合管理事務所や水資源機構、利根漁業協同組合などとの連絡調整や、現行の補助制度を活用し支援する形をとっていきたいと思います。また、そういうことで進めるのがいいのかなというふうに考えております。

釣り人の話をさせていただきますけれども、2019年の調査では全国の釣り人口はおよそ670万人と言われております。町内にはダムや川、温泉や宿泊施設なども点在し、釣り愛好家を呼び込むためのポテンシャルがあると感じております。

単なる釣りだけのイベントではなくて、交流人口、関係人口の増大に結びつける事業とするため、地域、関係者等と協議を重ね、多くの皆様が継続して参加できる大会になるよう取り組んでいきたい、もちろん、これは家族で来ていただく、お子様が来ればお父さん、お母さんも来る、そういう形で開催できればというふうに思っておりますので、地元の阿部議員にもご協力いただければと思っております。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 大会に関しては、最初から大きなイベント等考えていないということですが、また、アユ釣り、最近、利根川また各支流でも町内では釣りができないという、そういうことがありますので、漁協とも話し合ってもらって稚魚等また入れてもらって復活していただければと思います。

また、大会、こういったイベントを開催するにはやっぱり協力者が必要になってきます。漁協をはじめとする観光業に携わる人や、また釣りの愛好者、そういった方のボランティア、また多くの協力者が必要になりますので、こういった人たちにお願いして開催できればと思います。

湖を利用しての釣り大会に関しては、以前から町内の方より提案をいただいていたのですが、コロナ禍でほとんどのイベントが中止しているため、この提案も実施できませんでした。提案者は、みなかみ町の山や川を熟知している方で、関東の秘境と言われている奥利根の山々をホームグラウンドに活躍している方で、本格的な釣りガイドとして数々の釣り雑誌やアウトドア雑誌、テレビ出演などのほか、秘境での溪流釣りや狩猟に関する本の出版もしており著者としても有名な方です。また、釣り具メーカーや関連企業などとのつながりもあり、大会開催時には協力をいただくことも可能になろうかと思っております。

昨年の7月、先ほど町長が言ったように、この方から企画の説明と湖面利用についての話を観光商工課で行い、9月に水資源機構沼田総合管理所の案内の下、当時の議長、産観委員長、水上地区の議員3名、観光商工課長、観光振興係長とで現地視察を行いました。釣り大会を予定している場所は奈良俣湖です。林道入り口にゲートがあり、許可がないと入れない場所にあります。奈良俣林道を通り、奈良俣湖の奥のワンド状の地形の場所で餌となる小魚や昆虫など様々な生物が多く生息している場所で、水温が低い6月下旬頃まで天然のイワナ、ヤマメ、サクラマス、トラウトなどの大物が釣れる場所だそうです。

以前はその場所付近に100台からの車が駐車できるスペースがあったそうですが、現

在は草木が生い茂り駐車することができませんでした。

今後、この場所で大会を開催することになると、伐採や草刈り、また整地等が必要になりますが、町としてこの場所での釣り大会開催に向けた方向性、また、町長の考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 昨年の9月に奈良侯、自分は委員会側で参加でしたけれども、ただ、奈良侯ダムも行ったときに威圧感とかすばらしいダム、今、ダムも非常に人気があってダムカード、私も奈良侯のダムカードもらってきておりますけれども、前段で阿部清議員がお話しました大変協力してくれる事業者の方がいると。やはり、現場を知っているそういう方に協力してもらわなければなかなか難しいのかなと思っています。ぜひそういう方々、また町内に釣りの愛好家のグループの方々もいるかと思っておりますけれども、そういう方には全面的に協力をさせていただければありがたいなと思っております。

奈良侯ダム、やはり状況が昔と今はなかなか違うということで、駐車場をはじめとして来てくれた方が快適に車をとめていただけて安心して釣りを楽しんでいただけるためには、やはり進入路とかまた会場の整備等も、駐車場の整備等もやっぱり必要になってくるのかとは思いますが、やはりいろいろと管理者はじめ、あそこは森林管理所とも調整が多少必要になってくるのかなと思っていますので、今ここでそこでやるということはなかなかはっきりとは申し上げられませんが、そういうところと慎重に協議を進める中で、阿部清議員がおっしゃることに応えていければなと思っております。

ただ、やはり場所等、また課題の整理も必要ですので、開催に向けてこれからそれぞれの団体、そしてまた先ほど議員おっしゃいました事業者の方とか、そういう方々とも連絡調整しながら一步一步、どういう形になるか分かりませんが進めていただき、この水源のまちなかみに全国の方々に目を向けていただき、そしてダムの良さ、ダムの役割というものをぜひもう一度再認識していただける機会になればと思っております。

釣り大会を通じて交流人口そして観光客の誘致、そしてみなかみファンが増える方策を練っていききたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） この場所で開催、はっきりした答えはいただけませんでしたけれども、会場整備やまた使用に関して一步一步進めていきたいという回答をいただきました。

ただ、この会場となる場所が奈良侯ということですので、春、残雪が5月の中旬頃まで残っていると思いますので、そうなるともた6月頃までに提案者は大会と言っていますので、ちょっと準備期間等も大変になるかと思えます。

町長も今釣り等、たまにやったりする何か趣味があるらしいので、一度現地を見ていただきまして、この提案者の人と一緒に釣りでもしながら企画を進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 自分も今はもうちょっとやらなくなったんですけども、昔は溪流釣りやっ  
ていました。

現場を見てくれと、もちろん現場を見て事が始まるんだと思います。ぜひ時間をつくっ  
て案内していただいて、現場を見ていろいろ検討して進めていきたいというふうに考えて  
おりますので、よろしく願いいたします。

議 長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 前向きな、今、返事いただきましたので、ぜひ企画を進めていただければと  
思います。

次に、農林業の振興による雇用の創出ということを挙げております。

この分野については町長の得意分野になると思いますが、農林業と挙げていますが林業  
の振興についてお伺いします。

みなかみ町の面積は781平方キロメートルと広大で、その90%以上を山林が占めて  
おります。

第2次みなかみ町総合計画では、地域の特性を生かす計画づくりとして、本町の豊富な  
自然資源や地域に根づく伝統文化、商工業、農林業などの地域産業や人材などの地域資源  
にさらなる磨きをかけ、魅力を最大限に発揮できる計画づくりを行うとなっております。  
また、第2期総合戦略では、森林資源環境によるまちづくりの推進として、平成28年か  
ら実施している自伐型林業研修を継続して担い手育成をするとともに、担い手と就労機会  
をバランスよく支援することで将来にわたって森林資源循環によるまちづくりを継続でき  
るよう取り組むと書かれております。

町長は、以前から薪ストーブの推進、購入の補助金制度等を提案して、薪の活用普及や  
販売に力を入れていますが、今後の林業振興による雇用を進めていくにはやはり安定した  
仕事や収入がなければ生活も成り立ちません。

今後、どういった方法で雇用の創出を行っていくのか、考えをお伺いします。

議 長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 林業振興による雇用の創出という質問だというふうにお受けしました。

自伐型林業の連絡協議会も設置され、大分林業に対する見方も変わってきたと思います。

薪ストーブの話が出たんですけども、やはり当時、私、議員の立場で一般質問でさっ  
きおっしゃったことの中で、消費者のレベル、末端からそういう事業を整備することによ  
って、やはり目が向くんじゃないかということで提案をさせていただいて、今、おかげさ  
まで結構、数はちょっと把握していませんけれども、いろいろ新築とかリフォームのとき  
にとか、あと若い世代の方々も薪ストーブを自宅に導入しているように伺っております。

やはり、これ林業従事者、やっぱり福利厚生の実を図ったり森林整備担い手対策事業  
とか群馬県の補助制度と併用しながら退職金共済掛金の補助などを行っております。人材  
育成、研修等の費用も支援をしているところであります。

こうした雇用支援体制がある一方で、やっぱり人口減少や少子・高齢化、森林資源の利  
用頻度の低下により未活用の山林が増え、鳥獣害の増加や景観の悪化など、悪影響が各地

域で出てくるようにはなっております。

今、28年度から自伐型林業の担い手を育成するため、先ほどお話がありました、毎年、実施しております自伐型林業研修会は今年で7年度目となって、延べ238名の方が受講され、11団体101名の方々が自伐型林業に取り組んでいるという状況であります。

自伐型林業は、町で盛んなアウトドア事業者などが仕事の閑散期に副的に林業に取り組むことにより、移住・定住や新たな雇用の創出にも効果を見せていて、同時に、中山間地域の活性化にも期待がされているところです。

やはり、薪の需要が伸びれば林業も振興するんだと思います。いろいろな形で、今、自伐型林業に取り組んでいる町民の方々も、薪を販売している方もおりますし、いろいろな形態で取り組んでいる。

だから、もう少し需要が上がれば本当に林業従事者ではほかの仕事と、林業専業じゃなくて、例えば林業とアウトドア、冬はスキー場とかいろいろな形で年間雇用が創出できるように、林業振興にも力を入れていきたいと考えております。

いいですか。今、雇用の部分だけで、雇用の創出の関係。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今後も結論から言うと自伐型林業を推進し、担い手育成や確保に努めていくということが重要だと思いますので、分かりました。

また、森林資源を循環させる具体的な取組プランとして、木材ステーションの設置が挙げられています。切り出した木材を集荷できる拠点、自伐型林業の推進拠点、製品から販売までの一貫した流通システムを構築することで林業における6次産業化の推進になり、林業の担い手育成から安定した就労の場所として雇用の創出になり、早期にこの施設の建設を進めるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 木材ステーション、仮称ということでお話しさせていただきますが、木材を樹種や量、質によって分類し、様々な活用方法でしっかりと流通させる仕組みをつくっていきたい。

阿部清議員ご承知だと思いますが、岐阜県のウッドデッキじゃなくて、何でしたっけ、会社。

（「オークヴィレッジ」の声あり）

町長（阿部賢一君） すみません、オークヴィレッジ。申し訳ない。

オークヴィレッジさんとも提携して、今度、社長さんが町に来てくれるということです。私も工場というか会社に1回挨拶に行きたいと思っていますので、そういう取組もしております。

木製の椅子がありますよね、ここでとれた木を使った、ああいうのも作っていただいたり、あとヘッドホンとか、そういう形で商品化もしておりますし、また、そういう取組を町でとれた木を使った、言っていないかどうか、例えばそういう木で作った机と椅子を小学校で使ってもらおうとか、そういうことも発想としてあってもいいんじゃないかというふう

に思っております。

そういう形で林業における新たな雇用にも努めていきたい、そしてまた、関係する今お世話になっているそういう民間の方々ともやはりしっかりと連携する必要があるんだというふうに思っています。

やっぱり林業、山に目をもう一回向け直すいろいろな時期にもう来ているんじゃないかなというふうに感じております。

今、木材ステーションなんですけれども、今年度より、阿部清議員、17号線、黒岩の信号を行ったところの旧川古ダム建設事務所を利根沼田広域市町村圏振興整備組合からお借りして木材集積用土場として活用しながら、今後一層、町内の、地域内の木材の循環の推進に努めていきたいというふうに考えております。

あそこ、今、災害復旧で大型ブロックというんですか、河川に入れる、ああいうのが積んでありますけれども、工事が完了するとあれが全部なくなると相当広い敷地になると思うし、場所的にも国道から大型車も入れるような状況ですんで、取りあえずあそこに木材ステーションということでお世話になればというふうに考えております。

木材ステーションの関係については以上です。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今、場所の確保はある程度できているということですが、木材を搬出できる体制の整備ということですが、やはり木材の集荷場所だけでなく、木材の製造から、現在オークヴィレッジさんをお願いしているわけですが、製造販売までの一貫した仕組みに町内でできることで林業における雇用の安定化につながるものと思いますので、ぜひ木材の流通拠点として計画を進めていただければと思います。

次に、高齢者世帯の福祉除雪体制の整備ということをお話しています。

除雪支援については、私も以前から提案しておりまして、昨年、令和3年の9月議会定例会において一般質問を行っております。

今回も以前の質問と重複する質問内容になりますが、町長が替わりましたので再度お伺いします。

みなかみ町地域防災計画での雪害対策、除雪、雪下ろしを含む援助体制の整備では、本町山間部の多雪地帯には独り暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時には個人による除雪作業が順調に進まないことが想定される。個人での対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業については、民生委員、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティー、さらに、町の事業者による対応も必要になってくる。豪雪を想定した地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとなっております。

現在、町が行っている除雪支援は、12月から翌年の3月まで、在宅で日常生活を営むのに支障がある65歳以上の独り暮らし高齢者世帯もしくはそれと同等の環境にある高齢者のみの世帯に限り、期間中2回まで屋根の雪下ろしにかかった費用を負担しております。助成額は1回につき1万円で上限2万円ですが、昨年12月からの度重なる大雪に対しての対策として助成額を拡大していただきました。

今年1月の臨時会一般会計補正予算において、在宅生活支援費として高齢者及び要援護者世帯冬期生活支援事業として100万円計上していただきまして、それにより支援内容も拡充していただきました。支援内容は、冬期間にかかった除雪費用のうち4万円を上限に助成するもので、今までは屋根の雪下ろしのみが対象で、落とした下の雪は該当していませんでしたが、玄関周りや生活に支障のある場所に落とした除雪についても対象とさせていただきます。

しかし、この事業は臨時経済対策ということで一時的な助成であります。そのようなことで、この冬は新たな支援対策が必要になりますが、町長の考えている高齢者世帯の福祉除雪体制の整備とはどのような内容のものなのか、お伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 福祉除雪、これもやはり阿部清議員も藤原とかで現場を多分見ているからよく分かっていると思います。私も雪がある藤原へ1回同僚議員に案内をしていただいた経緯があります。

やはりそこで生活している人は、何十年も住んでいた人は、冬も家を離れずにそこに同じ家で年を越したい、ずっと雪が降ろうが槍が降ろうがその家にいたいと思うのは、私は当然のことだと思っていますし、具体的などという方策がいいかという前にちょっと思っただけ伝えさせていただきますが、やはりそういう方が安心して家で生活、日常を送れる除雪体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

今、令和5年度から4万円というお話がございました。それを上限5万円まで増やして、そしてもう少し利用しやすい制度にしたいというふうに考えております。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今、除雪にかかった費用、金額まで提案してもらって上限5万円まで拡充していただけるということですので、こういった支援内容が一時的なものじゃなく継続的な取組として今後もお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

冬期の支援事業では、除雪による支援のほかに冬期居宅支援という事業があります。自力での除雪が困難な高齢者世帯及び要援護者世帯に対して屋根に積もった雪により建物が倒壊のおそれがあると認められた場合、町で委託した民間の施設に一時居住ができるものです。期間は最長で1か月、費用は1泊2食つき5,000円で、半額の2,500円を町が補助するという冬期の支援ですが、1泊につき2食つきということは朝夕の2食だと思いますが、利用者がいれば3食の食事が必要になります。現状は分かりませんが、利用者がその分負担しているのか宿泊施設が1泊5,000円の料金の中から3食分を提供しているのかは分かりませんが、今後、高齢化による除雪難民がますます増え、こうした施設に一時的な避難という形で利用する方が増えてくると推測されます。

この支援内容の見直しが必要かと思いますが、町長の考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 冬期居住支援についてのご質問だというふうに思います。

現在、町で委託契約している緊急避難施設が町内に4施設あります。全てが民間の旅館

や民宿で、ご厚意で1泊5,000円で契約していただいているところでもありますけれども、旅館という場所であるため、食事も朝夕2食分もということでもあります。

今、3食分は当然あってもいいんじゃないかと、おっしゃるとおり、家にいれば朝昼晩3回食べるわけですから当然のことです。それは寄り添う姿勢として改め、もし続けるのであれば3食分というのは当然のことだと思っています。助成をしていないということなんですけれども、その辺も助成を含めてだからこれから検討したい。

この間もちょっと担当課長とお話をさせていただいたんですけれども、12年間利用した方がこの事業、いないんです。ゼロなんです。これが果たして今いいのかということも含めて、違う方向にちょっと転換してもいい時期に来ているんじゃないかなというふうに考えています。ということは、この事業自体を廃止を含めて考えているということです。

自宅で生活することが困難な高齢者が緊急的な保護が必要な場合については、今は養護老人ホームとか一時的に冬期間措置する制度もありますので、そういういろいろな状況を考えた上で、そういう老人福祉施設に一時避難、実際にうちの近所の高齢者の方も冬だけはそういう施設にお世話になっている、やはり、そういう施設のほうが、民宿とか旅館さんが悪いとかいいじゃないですけれども、そういうところのほうが家族も安心して預けられるということです。それはそれなりにいろいろな利用料とかあるんだとは思いますが、今、恐らくそういう傾向が多いんだと思います。

だから、そちらのほうにやはりこの事業をスライドする時期に来ているのかなというふうな認識は持っております。過去12年間で利用者ゼロということを踏まえて。

以上です。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 12年間、町内の4施設利用者がいないということで、私もそれ全然知らなかったんですけれども、今後、この事業を検討していくということで、また高齢者施設ですか、そういったところに転換する、そういうことで進めていただければと思います。

次に、除雪時の安全対策ということで挙げられています。

除雪作業時の安全対策については以前から提案しておりまして、町内でも除雪作業中の事故が多発しているため、安全対策を進めてきました。

除雪作業時の死亡・重傷事故の多くは屋根やはしごからの転落事故が多く、亡くなった方の約7割が65歳以上の高齢者となっています。

こうした転落事故を防止するには、雪下ろし作業時の安全対策が求められます。国土交通省では、屋根の雪下ろし等の除雪作業時の安全対策として、命綱、安全帯、ヘルメット等の安全用具の普及を図る必要があると示しております。

しかしながら、屋根の上には命綱を固定するものがないため、多くの人が命綱等の安全用具をつけないで作業をしています。

今回、町長は命綱固定アンカー設置費補助金という新事業を創設していただきました。多分、今議会で可決され、この補助金制度実施されると思いますが、もう既に冬期に入っているため、この冬に使用するための設置は不可能になると思います。そのようなことで、

このアンカー設置についてはまた多くの方がまだ理解していないと思います。

新潟県では、安全な屋根の雪下ろしのために命綱固定アンカーガイドブックというものを作成して、県民に屋根の雪下ろし作業中の安全対策を推進しております。

今回、この補助金制度の開始に当たり、本町でも屋根からの転落事故を未然に防ぐためのチラシ、できればガイドブックのようなものを作成していただき、まずは雪下ろし中の安全対策を町民の方に理解していただくことが重要だと思います。

町長、見解をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 安全対策、労働基準法からいってもおっしゃるとおりに屋根からの命綱というのはこれ非常に安全対策では効果がある、また、それがなければ、今、恐らく作業する方も仕事、雪下ろしできないんじゃないかと思っております。

今年、今、補正で上げさせてもらったのは、もし雪が降らなくて安全に設置できる人がいればそういう事業を使っただけであれば。それで、今、阿部清議員がおっしゃるように安全対策のチラシ、そして来年度に向けてやはり周知、こういう事業をやりますという周知をして、来年度、ですから降雪前、せめて10月ぐらいまでに希望者の方がそれを設置できるような形で進めていきたいなと思ってます。

今回上げたのは、もしその事業をお知らせしたところで、じゃあうちはやりたいよという緊急的な措置として計上させていただいて、来年度はしっかりと事業化して、先ほどおっしゃった町民の皆さんに雪下ろしの安全対策のガイドブックなりチラシなりというものを作成してお知らせをしたいと思って、周知を図っていききたいと思います。より使いやすい事業で、皆さん方に使っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今後も安全対策を推進し、町民の方に周知していただけるということなので、よろしくお願ひします。

屋根の雪下ろしを請け負う事業者は、雪下ろし作業時等、労働災害防止対策が講じられ、労働者の安全確保に努めなければなりません。高さ2メートル以上の屋根の雪下ろし作業において、屋根の雪下ろしを行う事業者が墜落防止措置を怠り労働者が被災する等の労働災害が発生した場合、被災した労働者を雇用する事業者の責任は重大になり、今後、町内の事業者が雪下ろしを依頼した場合、安全帯の取付アンカーが設置されていない建物の雪下ろしを事業者が拒否することも考えられますが、その辺の対応をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） その対策というのはやっぱり当然いろいろな形があると思うんですけれども、しっかり取り組んでいきたいということでご理解いただきたいと思ひます。

決して雪下ろしをしているときに事故がとにかかないように、安全対策でお願いしたいと思ひます。来年度に向けて一生懸命取り組みますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（石坂 武君） 阿部君。

(8番 阿部 清君登壇)

8 番(阿部 清君) 今後は高齢者世帯のそういったアンカー設置を進めていくことが重要だと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと時間が大分迫っているので、1問飛ばします。最後の質問、いきます。

町民と町長との意見交換会の実施、開催についてお伺いします。

この趣旨の質問に関しては、前町長のときから同僚議員であります現議長が町長と語る会の開催ということで質問しています。今回、議長という立場で質問できませんので、私から質問させていただきます。

以前の質問では、町民の方の声を生で聞くという意味においても町長と語る会はずいぶん必要との質問に対して、前町長の見解は、町では毎年町民アンケートを実施しており、アンケートの中に自由回答欄があり意見をいただいている。そのため、町長と語る会といった機会を設けなくても町民の方から率直な意見、要望をお伺いできると感じていると答えていました。

今回、阿部町長の後援会資料の中に、主役は町民、町民目線の町政、現場主義、町民に寄り添う町政、小さな声に耳を傾ける対話の町政をと書かれております。

そういった意味からも、町民の方の声を生で聞く機会が必要かと思いますが、町長の見解をお伺いします。

議長(石坂 武君) 町長。

町長(阿部賢一君) 前段いろいろな自分の思いをおっしゃっていただいたんですけども、私は町民の方々の率直なご意見を伺うことは非常に貴重であるし、議員各位もそうだと思うんですけども、町政を進めていく上では極めて重要なことだというふうに認識しておりますし、考えております。今までもそうですし、これからもそうです。

この意見交換といいますか対話の関係につきましては、令和5年度からを考えております。具体的には、それぞれ学区の大きな広い体育館で前にテーブルを並べて町民の方がパイプ椅子に座ってという、そういう意見交換、対話は考えておりません。小さい単位で、例えば地区の公民館とか5人でも3人でも10人でも20人でも町民の方が集まってくればいいんだと思います。

来年度の区長さんとそういう旨を説明させていただき、準備が整ったところから随時、夜、皆さん仕事していますから6時半とか7時とか6時、何時になるか分かりませんが、そういう時間帯に設定をさせていただいて、本当に5人でも何でも車座であぐらかいて座布団の上でいいんです。そういう形で随時開催できればというふうに思って、ですから、いつまでにやるというふうな思いは持っておりませんので、随時、準備が整ったところ、また、それぞれの地区の行政区じゃなくても、例えば団体がありますよね。そういう方々のところにも出向いていろいろ、例えば子育て世代の若いお母さん方だったりとかいろいろ農業従事者の青年だったり、そういう単位でも十分私は行って現場の声にしっかり耳を傾ける姿勢というのは貫きたいと思っております。

議長(石坂 武君) 町長、簡潔に。

町長(阿部賢一君) そうということで、議員各位にもそのときにはご協力をお願いできたらと思っ

ております。

すみません、長くなりました。よろしく申し上げます。

議長（石坂 武君） 阿部議員に申し上げます。予定の時間を過ぎていますので、まとめ、簡潔にお願いします。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 準備ができたところから開催していくという前向きな回答をいただきました。

ぜひ、町民の皆さんがみなかみ町に住んでよかったと思えるよう、住みたい、住みたくなるまちナンバーワンを目指してリーダーシップを発揮していただくことを期待します。我々議会も地域経済の発展と町の将来を見据えた取組を進めてまいります。

町長も議会と常に緊張関係を意識した対話を重ね、責任あるよりよいまちづくりに向け、全力を尽くしていただくことをお願いしまして、質問を終わりにします。ありがとうございます。

議長（石坂 武君） これにて8番阿部清君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

（11時51分 休憩）

---

（13時00分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

通告順序2      7番 鈴木美香      1. 給食費無償化の実現を  
2. 高校生の医療費無償化を

議長（石坂 武君） 次に、7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 7番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日、2つの項目、給食費の無償化と高校生医療費の無償化についてお伺いいたします。どちらもみなかみ町を支える子育て世代への負担軽減、また、未来という名の宝を町が地域が支えるという大きな意思表示に成り得る施策です。新しい町長として、町民の期待にぜひお応えいただきたいと思っております。

通告では後半になりますが、先に、まず1つ目、高校生の医療費無償化について先にやらせていただきたいと思っております。

この施策は、群馬県下で大きく動きがありまして、来年度から始めるといった自治体が増えてきております。今、高校生の医療費無償化に取り組んでいる群馬県下の自治体と今後取り組むという表明をした自治体をご紹介いただきたいと思っております。

議長（石坂 武君） 町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長 (阿部賢一君) 質問にお答えします。

まず初めに、町民の期待に応えるよう一生懸命頑張ります。その覚悟でおります。

取り組む自治体ということですが、近隣の町村しかちょっと承知していないんですけれども、県下じゃなくて、昭和村さんと片品村さんが令和5年度からというお話は何っております。ただ、それぞれ伺っているだけで、実際に議会の予算の議決が必要な事案、事件ですので、それぞれまたそのときになってみればはっきりするんだと思います。沼田市も準備を進めているというお話を伺っております。県下の全体については数字を間違っていると困りますので、町民福祉課長から答弁させます。

議 長 (石坂 武君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 中西紀子君登壇)

町民福祉課長 (中西紀子君) 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

近隣町村への聞き取りや新聞報道によりますと、令和5年度から23市町村が入院、通院とも18歳年度末までの拡大をする見込みになっております。拡大されますと、5市町村が中学卒業までになりまして、残りの30市町村が入院、通院とも無料となる見込みでございます。

以上です。

議 長 (石坂 武君) 鈴木君。

(7番 鈴木美香君登壇)

7 番 (鈴木美香君) そうですね、群馬県下は本当に急にこのところ、高校生の医療費無料化という声が聞こえております。県議会のほうにも県市長会から高校生までの医療費無料など要望も出されているようですし、玉村や太田、館林、邑楽のほうですかね、医師会の枠組みを同一にしようということで、高校生の医療費無料化という要望が出ているというふうに新聞報道がされています。高校生というのが今まで様々なコロナ禍において支援の対象外ということで、かなり何かないのかねという声も私も聞いております。コロナ禍において家庭の収入が減った中、大学への進学を諦めたり、入学しても仕送りが減った、またできないという声も聞こえてきます。

県内のフードバンクのお手伝いに参加したことがありまして、学生が多いことにショックを覚えました。ただだからもらえると、もらっちゃうというのではなく、アパートでひとり暮らしで助かりますと、雨が本降りの中、受け取りに来た学生が訴えてきたんですね。大学のそういう生活を送る生徒を少しでもなくすため、中学・高校と子育て・教育に切れ目のない支援が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長 (石坂 武君) 町長。

町 長 (阿部賢一君) 子育て支援というと、美香議員おっしゃるように乳幼児が対象に考えがちですけれども、やっぱり子供は成人まで、だから18歳までが子供なので、私は子育て支援というのはオギャアとこの世に生を受けてから18歳までが子供さんという認識でいますので、やっぱりそこまでトータル的に公平感を持った支援というのは必要なんだと考えております。

そんな中で、高校生への今までは入院費のみだったんですけども、医療費無料化というのは自治体間でいろいろで、ここへ来て先ほどおっしゃったように市長会からとか、あと、さっき言った医師会の範囲の中でというお話ですけども、そういう動きが大変際立って、今、来年度に向けて動きが出てきた、そういう認識は恐らく同じだと思います。

そこで、やっぱり考え方というのを1つとして、県下で中学生医療費の無料化をやっていますよね、群馬県。本来であれば、それを県下統一で拡大してくれるのが一番理想的な展開なんだと思います。群馬県下の中学生をだから高校生までにすれば、県下みんな平等に不公平感もなく、医療費の無料化ということになるんだと思います。

ただ、やはり、今のままで無料化のところと無料化じゃないところというと、非常に不公平感が自治体間で起きることは避けたいと思っています。近隣の町村が無料で、みなかみだけ有料だというと、そこはやっぱり同じ高校に行って不公平感が生じるわけですよ。そういうものは解消したいというふうには考えています。子育て世代の方々の父兄が負担にならないよう、通院分も検討したいというふうに考えています。ただ、財政事情とか、例えば、インフルエンザがはやって、医療費が膨大になったときとか、いろいろそういう想定をされますが、基本的な考えとしては前向きに検討したいというふうに考えています。今言えることはそこまでということで、理解していただければと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 前向きにご検討いただけるというお答えをいただきました。

そうですね、町内、みなかみ町には学校組合立利根商業高等学校があります。また、町外の高校に通学している学生もいます。先ほど町長が自治体間で差が出てしまうというのは避けたいということをおっしゃっていましたが、友人同士で出かけて、例えば同じ現場で同じけがをした場合に、住んでいる場所にかかる費用が大きく変わるというのは自治体による格差というのを出してしまうという可能性がありますので、そこは避けたいというお答えをいただいたということで認識させていただきたいと思います。

また、高校生というのは大きなけがになりやすいんですね。私も子育て経験者だから分かるんですが、子供は思春期になると親に心配かけたくないと思うので内緒にしたり、我慢したりするので、小さなけがだったら甘く見やすい。体調不良を我慢して、また後の大きな病の兆候だったりすれば後悔しても、し切れないということで受診控えをなくすためにも本当にこれからの町の施策に期待したいところです。そこに町からの補助があるということは親にとっても大きな安心感につながるのではないのでしょうか。もう一度。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 経済的に医者に行くのを子供さんが遠慮して、そこから病気がまた大きくなったなんていうことはこれからの次の時代を担う子供たちにあってはならないことだと思っています。ある意味、無料だということで早期発見・早期治療につながるということも、これはメリットだと思います。

ただ、その反面やっぱり過剰な受診、ただだからというような、そういう感覚でとらわれると、これもまた事業の、無料になったときの意味がない、全然逆行する動きになって

しまうのかなと思います。やっぱりそういうことを考えると、駆け込み治療で今のうちに歯を全部直しておこうとかという、それはそれでいいのかもしれませんが、医療費の増大も予想されると思います。

ただ、前段申し上げましたように早期発見・早期治療というのはこれからの次の時代を生きる子供たちにとっては決して悪いことではなく、いいことだと思いますし、それこそ、それがだから事業の効果かもしれませんね、もし無料になればですよ。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） そうですね、本当に中学・高校生はやっぱり時間がないんですよね。ですから過剰な受診とか、そういうことはあまりないのかなと思っております。

先ほど、町長は中学生までの医療費無料という形を群馬県がやっている、そういう形で進めるのが理想だというふうにおっしゃったんですが、みなかみ町が本当に先行して、中学生の医療費を無料にしたという経緯があったかと思います。子育て支援という形で、まずみなかみ町が中学生までの医療費を無料にするよというふうに声を上げて、それが周りの自治体に広がって、群馬県下も動いたというようなこともありますので、ぜひ高校生の医療費無料化というのにもみなかみ町として手を挙げていただきたいと思います。何かありますか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 現段階で言えることは、それに向けて検討しますということで、一生懸命頑張ります。

以上です。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 次に、検討していただけるという風を感じながら、追い風として次の質問に移らせていただきます。

給食費無料化の実現を求めるものです。

この件につきましては、令和2年9月と令和4年6月定例会で一般質問させていただきました。給食費無償化を求めて、学校給食法や国策の取扱いを疑問視して、真っ向から当たって、砕け散ったものを拾い集めて、2回目は教職員が公務員なら食費は有料ではと聞きました。実はこれは教育長から、教職員による食育の一環ですという言葉ももらうためでした。逆説的に食育として教育の一環だとしたら、先生方を無料化すべきだし、先生方が無料なら生徒も無償にすべきと遠回りして言いたかったんですけども、ちょっと通告が4本立てで時間が足らず、途中で終わらせてしまい、消化不良を起こしてしまいました。ちょっと勘違いをされて受け取った方もいらっしゃるという中で、ちょっと説明させていただきます。

この給食費無償化は、議員の1期目にやり残したことのひとつで、今回の選挙でいただいた票の負託に応じて、今回お伺いさせていただきたいと思います。

改めて、昭和29年、68年前にできた給食法云々とか、現状幾らの予算で賄っている

というのは大きな問題ではありません。これは町がするかしないかという姿勢の問題だと思っています。

まずは、改めて群馬県で35市町村中、現在完全給食費無償化の自治体と一部補助している自治体、また来年度以降、施策の拡充や無償化に取り組む自治体、それぞれの数をお答えください。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 給食費の無償化を行っている町村については、11月28日現在、12市町村です。

以上です。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） すみません、私の資料で確認しますと一部補助とか、そういうことも含めると、群馬県下35市町村中、全く何もしていないというのが6市町村になります。3分の2以上が何かしら給食費補助をされているかと思いますが、お願いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） すみません、今、完全無償化を申し上げさせていただいて、そのとおりになだと思えます、そちらが調べて。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 自治体が子供たちに対して育てるという意思表示をしています。今回、阿部町長は町長選立候補者として、給食費の無償化を目指すと掲げていたと承知しております。もちろんそれを掲げて勝ち抜いてきたわけですから、それを信じて託した町民を裏切るようなことはないと思っています。町民の皆様は1票1票を裏切るようなことはないと思っています。そこで、伺います。

この給食費無償化を目指すといった目的と、具体的な実施計画をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 選挙のときのお話だと思うんですけども、無償化を目指すということです。無償化じゃない、給食費のそうすよね、目指しますということで、決してやるとか、そういうことは断言しておりません、無償化を完全に。

ちょっと振り返らせてもらってよろしいでしょうか。議員の当時、今、議席に座っている小林洋議員が副委員長で、私が委員長で、まちづくり振興特別委員会という中で子育て支援の中の給食費の議論もしました。そのときに出た結論というのはやはり無料化を優先するものじゃない。例えば、第2子、第3子の子育て支援の一環として、段階的な無償化はあってもいいよねというような答申をした覚えがあります。ちょっと確かなあれじゃないんですけども、無償化を完全に優先したお話は出なかったという、しなかったと、そういう答申はしていないというふうに思っています、当時ですよ、もうずっと前の話なんですけれども。

給食も教育の一環だと思っています。やはり、何でもただにすればいいんだというよう

な思いはありません。ただ、給食が食べ物がただというのは教育上いかなものかということもちょっと思っています。考えています、自分の中では。

学校給食の始まりは、もう言わなくても承知しているから言いませんけれども、学校給食法で食材を保護者が負担するとか、そういうもろもろはもう美香議員が熟知しているんだと思うので、そのことについては触れないですけども、やはり始まりは食糧難で始まって、日本が戦争で負けて、GHQが1947年に学校給食を始めた。これもやっぱりいかに悪いかは別にしてもアメリカからの援助で、小麦粉を使ったパンで給食はやっぱりスタートした。我々が小学校の低学年のときに初めて給食が始まったわけなんです。それまではおふくるとかおばあちゃんがお弁当をつくって持たせてくれた。戦後の今の何歳ぐらいの人か分かりませんが、食糧難で給食の時間になるとうちに食物がないもので、お弁当を持ってこられない子供はお昼時になると教室を飛び出すと、そういう子もいた時代、それを解消するために給食が始まったんだと思います、制度が。

目的も給食はあるんだと思いますよ、やっぱり、学校の中で。「適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図ること」「日常生活における食事について正しい理解を深め、食生活を営むことができる判断力を養い、及び望ましい食習慣を養うこと」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」「食生活が自然や農業の恩恵の上に成り立っていることに理解を深め、生命及び自然や農業を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることに理解を深めること」「地域の食文化について理解を深めること」「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解を導くこと」こういう目的がうたわれているわけですね。こういうことが目的で、それを栄養管理もして、毎日食べる給食が全て完全に無料がいいのかという思いがあります、やっぱり教育の一環として。

ましてや、今、食育、食育と叫ばれている世の中で、本当にそれでいいのかなという思いがあります。それが本当の子育て支援になるのか、逆の面の支援というのが私は給食じゃなくて、ほかの支援で子育て支援を充実する方法がいいのかなというような気もしています。

ただ、全体が無料になって、みなかみだけかということとは考えていないし、ただ、段階的な支援というのは前段申し上げましたようにあってもいいのかなという思いはしています。第2子、3人目とかね、そういうことは考える時期かなというような気がしています。やっぱり無料化にするときには農業、生産者への理解も必要ですから、町で取れている地産地消も推進して、それが確立されるようになったら考える時期かなというふうには思っていますけれども、ただ単に完全無料化というのはいかなものか、必ず選挙だと給食費とごみ袋が話題になります。

私は、全てを無料にするのが決していいとは考えておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。ただ、段階的な支援はあってもいいということです。

以上です。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 町長の段階的な支援はあってもいいというお言葉が給食費の無償化を目指すといった具体的な実施計画の中で、いつぐらいからということをお伺いしようと思ったんですが、地産地消の体制が整ってからという返答でした。ということは、いつがその時期になるのか、それはなかなか難しいことだと思うんですね。

先ほど、町長が給食法の在り方というか、始まりの経緯をお話ししていただいたんですが、栄養とか考えた上で、教育の現場において子供がご飯を食べられるようにする。それも教育の一環だという話をされました。教育長からも教育の食育の一環だということでお答えはいただいています。教育の一環であれば、やはりここは教育の現場で食べる食事ですから、給食費は無料でもよろしいんじゃないでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） そういう無料の一点張りといっちは失礼なんですけれども、そういうあれです。ただ、それにはやっぱり国の学校給食法の改正が必要なんじゃないかなと思います、中央で、完全に全国で給食の負担というのがあるわけですから、保護者の負担ということですが、その部分もありますし。繰り返しになりますけれども、財源のもちろん問題もあります。恒常的に完全だと5,000万からの上が毎年毎年支出の負担をするわけですよ。そういうことを考えますとやっぱり段階的な、子供さんが多いところの第3子とか、そういうことは視野に入れてもいいんじゃないかということです。それがあくまでも子育て支援の経済的負担軽減につながるのだと思いますし、給食費じゃない部分で入学支援金とか、今いろいろな制度をほかではやっている自治体ではやっていないこともやっていますので、そういうこともやっているということでも理解していただいて。

ですから、繰り返しになりますけれども、給食費も高校生の医療費等無料化と同じで、こうやって自治体間の競争をおおるんじゃなくて、本当はそういう広いスケールで考えてもらうのが一番の公平性なんだと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 法律の捉え方というのがあるかと思いますが、町長がおっしゃるお言葉ですとやっているところは違うんじゃないかと、ほかの自治体は無料化しているというのは捉え方が違うんじゃないかということでいいんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ちょっと質問の趣旨が分からなかったんですけども、もう一回ちょっと繰り返してもらっていいですか。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） ほかの自治体ではやっています。やっている自治体がありますよね。無料化している自治体があります。それを間違っているとは言わないけれども、捉え方が違うということで同じように無償化はできないというふうにおっしゃっていますよね。自治体として、その違いというのはどこにあると思いますか。

議長（石坂 武君） 町長。

**町長（阿部賢一君）** それは、町長なり議会なりの考え方じゃないんですか、それぞれの自治体で。町長が完全無料化を提案して、議会の皆さんが賛成してくれれば可能性もあるし、それはそれぞれの地域の規模にもよりますし、そういうことなんじゃないでしょうか。

ですから、繰り返しになりますけれども、段階を踏んでということでご理解いただきたい。いついつということはいえませんが、段階的な子育て支援は充実させるという思いはあるので、その辺はご理解いただければと思います。やらないとは言っていないので、その辺はご理解いただきたいと思います。

**議長（石坂 武君）** 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

**7番（鈴木美香君）** やらないということは言っていないということですが、やるとも言っていないところで、ちょっと残念な形の答えなんですけど、ちょっと切り口変えます。

今、子育て世代には時間的に余裕がないんですね。核家族、また、移住してきたご家族には差し伸べる手がありません。助けてほしいという声が親、兄弟、親戚、どこにも届かないこともあります。毎日毎日、朝早くから夜遅くまで子育てに追われ、学校に行っている間、また、学童に預けている間、預ける費用が確保できない家庭は子供に留守番させながら働いています。習い事、子供にやりたいことをさせたい親の気持ち、町長にも分かると思います。時代が変わっても変わらないのは親の気持ちです。ですが、変わってしまったのは経済です。

厚生労働省が発表している国民生活基礎調査を基に、現役世代全体の可処分所得から税金や社会保険を除いた個人が自由に使える金額を調べてみますと、1987年、8年、バブルのときと比較して、1世帯当たり年間約50万以上減っているんですね。数字的に実際には純粋手取りからも3%だった消費税が5%、10%と増えながら支払っています。私たちが子育てしていた20年前、30年前より入ってくるお金が年間50万円分少ない中、出ていくお金が多いのですから、大変厳しいのは数字に出ています。

さらに今、コロナ禍と世界情勢の負の連鎖により、家計は逼迫しています。先日も上毛新聞には様々な生活必需品の値上げの記事が掲載されていました。毎月のように「来月から何々が値上げ」との見出しに節約、我慢、不安という文字がついて回るんです。日本国内のGDPも停滞し、企業は内部留保に必死です。円安が進み、安い日本、賃金の引上げにはまだまだ時間がかかります。そのような中、給食費の支払いが毎月引き落とされ、足らなくならないように気にする家庭もないとは言いきれません。

子育て世代に、この町なら安心して産みたい、育てたいと思ってもらえる町にするお気持ちはあるはずですが、町長にもあると思いますが、そこをもう一度お願いします。

**議長（石坂 武君）** 町長。

**町長（阿部賢一君）** もちろん、「子どもを産み、育てるならみなかみ町」、育てやすい町をそれは皆さんとともに力を合わせて目指していきたい。それはもう当然そういう思いであります。

前段もいろいろお話がありましたけれども、私も子育て経験ありまして、共働きで3人を保育園と学童に預けて、本当に必死で働いて、何とか、一番小さい学生がまだいるんで

すけれども、そういう状況の中でやりながら、本当に仕事をしながら子育てをした経験があって、それで、今のままの子育てでいいのかという思いの中で、いろいろそれがきっかけで、ある意味議員に立候補したという経緯も自分の中でちょっとだけあります。

経済の話、50万円少なくなって、確かにそうなのかもしれません。大変だと思います。給食費は今、4,300円の金額とはいえ、物価高騰で給食の食材が上がった分を保護者に求めずに補正予算で対応したというのも私は給食費に対する一つの町の支援だと思っています。

いずれにせよ、繰り返しというか、その思いは何を引き出したいのかというのはよく分かっているんですけども、やっぱりまだ今の段階で完全無償化というのはちょっともう少し時期を見て、やらないとは言っていないし、いずれはそういう時代が来るかもしれませんけれども、複数いる子供のご家庭にはしっかりとその分、第3子とかにはそういう段階的な支援というのは考えてもいいなというふうに考えています。そこでご理解いただければと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

- 7 番（鈴木美香君） 子供を産めるのは、女性ですよ。その世代というか女性が夢や希望を失い、自ら命を絶つ選択をしてしまう。残念ながら統計的に若い女性の自殺者が増えています。そんな現代社会でありがたいことにみなかみ町を選び、この町で子供を産み、育てようとしているご家庭を町が応援するのはもう当たり前なんじゃないでしょうか。当たり前じゃないですか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ちょっと、何か応援をしていないみたいな言い方をされると非常に困るんですけども、給食費無料が果たして、応援にこだわって、それが応援なのかと思っちゃうんですよ。そうじゃないんだと思いますよ、やっぱり。いろいろ国でも今度は出生のときの一時金も増額したり、国でも子育て世代なり子育て支援にはしっかりと応援しよう、町でもだから、今度国がやることの事業に対して、それを注視しながら町でできる支援策はどういうのがあるかということのをこれから来年度に向けて考えているところなので、給食費無償にこだわって、それが果たして本当の子育て支援なのか、確かに経済的にはそういう効果はあるかもしれませんよ。

ただ、前段申し上げましたように、教育の一環であり、食育を今叫ぶこの昨今で、栄養管理もしていただいて、毎日食べるものがただでいいのかと、これ食教育上、私はそれはあまり歓迎される話じゃないんだと思います。今、これだけ食料が裕福になって、何でも金を出せば食べられる。逆に有料化しようという自治体、給食を廃止しようという自治体だって出てきているし、給食と弁当を選べる、そういう学校もあるわけですよ、目的を達成したから、給食の。だからその辺はよく考えていきたいと思っています。

給食費無料化が子育て支援の全てじゃないと思っていますので、ほかの応援の仕方というのがあると思うんです。それが本当にみなかみ町ならではの子育て支援策につながるんじゃないかと思っていますし、また、そういう方向を検討していきたいと思っています、

その辺についてはまたいろいろご意見、ご協力をいただければと。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） もう、これで今日、この給食費と高校生医療費無償の話で2本で行こうと思っていますので、最後の最後まで食いついていきたいと思っております。

先ほど、町長は子供の支援というのはほかの形があるとおっしゃいました。だけれども、周りがやっていて、みなかみ町だけがやっていないというときになれば考えるとおっしゃいました。そこの矛盾をお願いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 矛盾はしていないんじゃないんですか。別にほかの支援しながら、ほかの自治体が全部やったときにはみなかみだけやらないようなことはしませんよということを行っているだけで、矛盾はしていないんだと思いますよ。困っちゃったかな、俺も困っちゃったよ。

いずれにせよ、子育て支援、オギャアとこの世に生まれてから18歳まで、その間の支援というのはしっかりしてやると。例えば、小学生とか中学生の児童・生徒さんでも今コロナの影響か何か分かりませんが、学校になかなか行きづらいついとか、行きたくないとか、そういうお子様もみなかみ町だけじゃないですよ、全国的に増加傾向にある。そういうお子さんたちに寄り添う姿勢というのもやっぱり行政として大切なんだと思います。だから、そういう部分の支援だって子育て支援だと思っていて、全体の中の、それはやっぱりいろいろどこかに委託するなり何なりして、そういうお子さんとお母さん方にも寄り添って、教育委員会と学校現場と福祉行政が一緒になって取り組んでいく、そういうことも子育て支援の一つだというふうに考えています。

逆に、そういうことにある程度、困っているお子様とか児童・生徒に寄り添う姿勢こそが大切なんじゃないのかなというふうに考えていますけれども。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 困っている、そういう大切なところに支援するというのは当たり前なんです、当たり前です。やらなきゃいけないんです、町は。だけれども、給食費は子供たちに対して公平に支援ができるんです。

先ほど、矛盾していないとおっしゃいましたが、地産地消とか考えてそういうことを考えた教育の一環だから、そこをまず考える上で無償化に踏み切っていないということをおっしゃいましたが、周りがやるんだったらやりますよというふうにおっしゃっていますよね。そこに矛盾を感じているんですよ、私は。周りの自治……

（発言する者あり）

7番（鈴木美香君） はい、今はやらない。その理由は地産地消と言っていて、でも、周りがやるんだったらやりますよと言っているところにちょっと私は矛盾を感じています。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ちょっと、当たり前のことをやるのが当たり前だということなんですけれど

も、当たり前のことでもできない当たり前もあるし、町はだから今言ったそういうお子さんたちには積極的に支援する。当たり前のことかもしれませんが、当たり前にはやらせてもらいますということです。

矛盾ね、その部分、ですから、そうなったときには、だからそれを最大限生かしながら地産地消を取り入れた中で、じゃ、いつ無償化を目指すということですよ。県下全体がなったときにはここだけは取り残され、みなかみ町だけが有料で完全無料化じゃないよというときになったときにはそれを推進して、とにかく極力生産されたものを食材に使いますよという、完全はやっぱ無理だと思うんですね、間に合わないと思いますので、完全に地産地消というのはいろいろな面で難しいのかなと思います。そういう部分を考えてもお肉とかね、そういう部分はないわけですから、養豚農家もいませんし、そういうことを申し上げたい。できるだけということでは理解していただきたいと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 私、今回、地産地消の給食費を出してくださいと言っているわけじゃないんですよ、そこをちょっと間違えないでいただきたいんですけども。

先ほどの話の中で、財源の話も出ました。令和4年度、こちら教育行政要覧によりますと、みなかみ中学校の生徒数が329名、1人当たり給食費は4,800円、年間5万7,600円となっています。来年度は今の中学生が卒業し、小学校6年生が中学校に入ります。その中で困っている家庭は就学援助制度を利用されている方もいらっしゃるかと思うんですけども、まず、いるかないか教えてください。

すみません、あと、中学生の生徒が今年度より増えるか減るか教えてください。

議長（石坂 武君） 学校教育課長。

（学校教育課長 河合博市君登壇）

学校教育課長（河合博市君） お答えします。

7番（鈴木美香君） 就業支援を受けている……

学校教育課長（河合博市君） 就業支援を受けている世帯はございます。数はちょっと今手元にはないのであれですけども、ございます。

あと、中学3年生……

7番（鈴木美香君） 卒業して、小学校6年が入って、その中学生の人数が増えるか減るのか。

学校教育課長（河合博市君） 中学3年生が12月1日現在で121名おります。その方が卒業して、来年度、小学6年生が中学1年生になるわけなんですけれども、小学6年生は111名います。なので、卒業して入る方は10名少くなる形になります。

以上でよろしいですか。

7番（鈴木美香君） はい、ありがとうございます。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） だとすると、確実に329人掛ける年間の5万7,600円、1,895万以下の金額となります。

財源の話なんです、ちょうど同じぐらいの金額が今回の議会議員選挙で削減されています。議会議員の定数削減による4人分の議員報酬が約2,000万近くになります。それを使って、もし足りないというのであれば足りない分をふるさと応援基金、子育て支援という窓口があるかと思いますが、それで賄うことはできないでしょうか。いつか負担が増えて困るという嬉しい声を聞くまで、町を応援してくれる納税者に応援してもらうことに異論は出ないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろな方法、いろいろな角度から検討させていただきます。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） いろいろな角度、いろいろな方法というのは全部全てに当てはまって、今答えになっていないと思います。義務教育の全ての小・中学生の無償化が今難しいのであれば、本当に議員報酬が削減された分、公約として挙げられた給食費無償化を目指す一歩として、まずは中学生を対象にお願いしたいと思いますが、中学生から無償化することによって、塾の費用、高校入学の準備金に充ててもらえるのはいかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） それは、各家庭の判断だと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 家庭の判断ではあるかと思いますが、塾に通う、高校を選ぶ、私立学校ではお金がかかる、公立学校は安いから、そちらに行かせる。それはもちろん家庭の判断なんです、そこにもお金は必要なんです、入学金が必要なんです。

ですから、削減された4人分の議員報酬をそこに充ててくださいと言っています。お願いします。

議長（石坂 武君） ちょっと鈴木議員に確認したいんですが、通告の資料を見ますとそういった部分が触れられていないようなんですが、事前通告はしてあるかちょっと確認してください。

どうぞ。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 給食費無料化について、財源にやはり関係する事項ですので、そこに充てられないかということでご提案させていただいています。

議長（石坂 武君） どうですか、町長。

町長（阿部賢一君） 定数が4つ減った分を、削減なされた分をということだと思えるんですけども、それはだから先ほど答弁しましたように、そういうものも含めて、いろいろな方法から優先順位をつけて検討したいということです。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 次の選挙では、必ずまたこの給食費無償化が公約として掲げられると思いま

す。今変えるべきだと思います。無償化にできないと言いながら、選挙のときに無償化しますという手は使えないと思っています。

町長（阿部賢一君） 言っていないよ、無償化なんて言っていません。

議長（石坂 武君） ちょっと待って、ちょっと待って。

はい、どうぞ、続けてください。

7 番（鈴木美香君） 例えばですが、今この任期中に無償化を目指すとやっている段階で、次の選挙にもし立候補するときに無償化しますと言っても、それはやれるときにやれなかったじゃないかということになるかと思います。

私は、さきの臨時会で阿部新町長の所信表明とともに、初めて政治に踏み出したときの阿部町長の所信の声を聞きたいです。町長になったからやるかやらないか決めることができる立場で、今のお立場になるために交わした握手や応援のときの若い世代の一人一人の声を思い出してお答えください。皆さん、新しい阿部町長に期待しているんです。新たな風を起こしてください。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 期待していただいていることに対しては、応えるように一生懸命頑張る、汗をかく、そういう覚悟でいます。

約束は、無償化を目指しますで、するとは言っていない。その辺を誤解しないでいただきたい。だから、それを目指すために第3子も検討しますよということを言っているの、それを誤解して、やるやると言っていたじゃないかなんて言われても、それは困りますよ。目指します、無償化をしますとは選挙のときは一言も言っていません。目指しますと言っているわけです。だから、今目指しているんですよ。給食費の無料化を今目指している。その方法として、段階的な給食費の第3子の無償化は検討しますよと言っているわけですよ。全然約束は守っていますし、まして実行しているわけですから。その辺は誤解しないでいただきたいと思います。すみませんね、ちょっと声が大きくなっちゃって申し訳なかったです。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 私も、これを本当に約束してここに立っていますから、将来を支える、私たちを支える世代の先行投資として、皆さんの未来を支える先行投資として、大きな支援を、子供・子育て世代に支援をしていただきたいと思います。

第3子へのまずは無償化、それをいつやると言っていただけないでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 子育て支援、オギャアと生まれた赤ちゃんから18歳まで、これはもう「子どもを産み、育てるならみなかみ町」だと言われるように、どこかの自治体からもみなかみはいいよねと言われるような子育て政策はこれからも議会の皆さんと相談しながら進めていきたい。それはだから、ある意味、美香議員とも同じ共通の認識だと思います。

ですから、来年度に向けて第3子以降が無料化にできるように検討を始めてもいいかなというふうに思っています。そんなに、あの……。

大丈夫ですか。

7 番（鈴木美香君） 大丈夫です、ごめんなさい。

町 長（阿部賢一君） なので、子育て支援はしっかり、経済的負担の軽減を含めて、どういうことができるかというトータル的に一生懸命展開していきたいと思っていますので、美香議員にもまたいろいろとご協力、ご指導いただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 来年度以降の第3子への、まずはその段階から検討していただくということで、お約束をいただいたということでもよろしいでしょうか。すみません、最後の最後ですけども、検討というのは本当にちょっとあやふやなお答えだと町長も分かっていると思います。どうしても私たちから見ると逃げ口上じゃないかなと思っていますので、……

議 長（石坂 武君） 美香議員、まとめてください。

7 番（鈴木美香君） はい。新しい風を吹かせてください。子育て支援をしているみなかみ町、期待しております。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。失礼します。

議 長（石坂 武君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

通告順序3      3番 石坂 欣也      1. 町長のみなかみ町をよりよくするための考えは

議 長（石坂 武君） 次に、3番石坂欣也君の質問を許可いたします。

石坂君、はい、どうぞ。

（3番 石坂欣也君登壇）

3 番（石坂欣也君） 3番石坂欣也でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私には、尊敬する首長がおります。その一人は新潟県旧黒川村の伊藤孝二郎村長です。山形県との県境に近い、鉄道もない、豪雪で有名な村に昭和30年、31歳の村長が誕生いたしました。各種村おこしの事業を画策し、村おこしが着実に進んだ頃、昭和41年、42年、集中豪雨により橋も道路も寸断され、穂をつける前の田んぼは濁流にのみ込まれ、人々を一瞬で奈落の底に引きずり込みました。村民誰ももうこの村は終わりと悲観したとき、役場のスピーカーから村長の声が聞こえてまいりました。誰かとの電話の声でした。「助けてください」と後をも引かない必死のものでした。電話の相手は時の農林大臣でした。村長室から直接電話で談判している様子を流して、村民や職員に聞かせていたのであります。村民がこの村ももうおしまいだと思っているときに、一人、村長は今よりよい村をつくると夢を語り続けました。その後、村民一丸となった頑張りや100億円近い財政支援の要求もほぼ満額に獲得したことにより、以後の黒川村の復興がなされました。

ここで注目なのは、補助金を目当てにするのではなく、まずは村民に自ら率先して復興す

るのだという自立心を促したことです。補助金をもらえば何とかなるといった頼る気持ちを排除させました。

もう一つ、自治体もお金を稼ぐべきということです。税金を吸い上げるだけでなく、自治体も稼いで自立すべきという考え方です。最近ではふるさと納税があります。これは自治体も稼ぐべきとの考え方であってのことと思います。これは幾ら稼いでも交付金は減税されない、これらはみなかみ町にも参考になるものと思います。

復興後の黒川村は、ご存じの方が多いと思いますが、視察団が今も後を絶ちません。首長の語る夢が村民の気持ちから国まで動かしたのです。どうか、阿部町長におかれましても、高齢化や過疎化、加えてコロナのはやり病で落ち込んでいる町にまちづくりの夢を披露して、町民を元気づけていただければと思います。お考えをお聞きしたいんです。よろしく願いいたします。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 石坂欣也議員の質問にお答えをいたします。質問というか、一般質問の場が夢を語る場かどうかというのはちょっとと思うんですけども。

前段、11月16日のある意味所信表明で自分の熱い思いというのは恐らく石坂議員にもお伝えになっているんだと思います。そういうことで理解していただきたい。

黒川村のもうお亡くなりになった先生で、この方がおっしゃっているのがやっぱり「村づくりは人づくり」、町でおけば、ふるさとみなかみづくりも人づくり、そういう思いがあります。また、「政治とは知識や論評ではなく、いかに実行したかだ」、そういう名言を残しておられる伊藤先生、いろいろなお役職をやられて、村長職も長くお務めになった。

ただ、伊藤先生がいろいろかじ取りした環境も時代背景も社会情勢も、特段もう全然今の時代違うわけですから、同じことをしろというのもいささか無理があるのかなと、そういう認識です。ただ、思いは欣也議員と同じに、11月16日に私が申し上げたような、そんな思いで、住みたい、住みたくなる町、そして町外の人もみなかみ町はいいよね、若者からお年寄りまで、いつも笑顔でにこにこして活気がある、そんな町を目指したい。それは自分一人ではできないことではない。議員各位の皆さんのご指導、ご協力、そして職員の皆さんのご協力も必要です。それと、何よりもこの町を支えていただいている町民お一人お一人がそういう熱い思いを抱くような、そんなまちづくりを目指していきたい、そう思っております。

夢というのは、それぞれあると思います。それは自分の心の中に秘めておきます。今言ったようなことが町行政に対する方向性としてのやるべきことというふうに思っています。あくまでも一般質問は夢を語る場じゃないと思って、政策の議論なら大いに結構だと思いますけれども、それは私はそういう認識でいますので、夢は心に抑えておきます。

以上です。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） どうも、初心者の方の質問に対して、温かいお言葉をかけていただきましてあり

がとうございました。

日本は、古来、紀元前660年ほど前から仁徳天皇という、民のかまどという考えがございます。恐らく、阿部町長におかれましても、みなかみ町内の立ち上るかまどの煙がどれだけ隆盛に上がっているかということを考えながら、町政に臨んでいただけるかと思っております。

すみません、本当に簡単なんですけれども、私の一般質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

議長（石坂 武君） これにて3番石坂欣也君の質問を終わります。

---

散 会

議長（石坂 武君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日12月7日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(14時01分 散会)